

～地域の避難を考える～

ご自分の地域の避難所や避難方法  
について考えてみましょう。

 はじめに

 避難所の見直しに関する検討の概要

 緊急避難場所の選定

 災害時の必要物資等

三条市

# はじめに

災害による被害を最小限にするためには、「自助(一人一人が自分の身を自分で守るための災害対応活動)」、「共助(地域全体で行う災害対応活動)」、「公助(行政が行う災害対応活動)」の考え方にに基づき、それぞれが互いに連携して行動することが必要です。

しかし…

災害の規模が大きくなると…



**行政だけでは十分な応急活動ができなくなります。**

まずは「自分の身は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」が基本となります。

そこで、

いざという時、円滑な避難ができるよう、日頃から自治会の住民同士で集まり、つぎのことについて話し合ひましょう。



- ・自分たちの地域は、どのような災害の危険があるか。
- ・災害が起こった時、危険となる箇所は具体的にどこか。
- ・災害時の避難施設はどこで、どのように避難するか。
- ・避難施設の立地や構造は、避難する上で安全か。

安全に避難をするためには、必ずしも市が指定している公共施設の避難所への避難だけでなく、地域の特性や状況に応じて適切な避難することが大切です。そうした考え方にに基づき、市では7. 29水害を踏まえ、避難所のあり方を検討しました。

# 避難所の見直しに関する検討の概要

## 7. 29水害を受けて……

7. 29水害の検証から、避難の段階で道路の浸水が始まっていたり、地区によっては公共施設避難所までの距離が遠いなどの課題が浮かび上がりました。

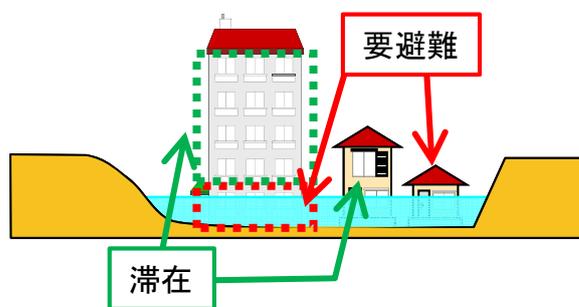
浸水した状況の中を避難することは**危険**です。

そのため、

自宅の2階以上などの安全な場所に避難できる方は、無理に避難所に避難せず、垂直避難による自宅滞在を選ぶことも大切です。

しかし……

1階建ての建物にお住まいの方は、他の場所に避難する必要があります。



そこで、

三条市避難所検討委員会※を設置し、現在市が指定している公共施設避難所を市民の安全を守るために適した施設選定となるよう見直すとともに、緊急の場合に一時的に駆け込むことができる民有施設を活用し、避難の選択肢を広げることについて検討しました。

※三条市避難所検討委員会について

避難所の見直し検討にあたっては、行政だけで考えるのではなく関係者から広く様々な意見をいただいた中で検討したいことから、自治会長や民生委員、関係団体の代表者で構成する避難所検討委員会を設置し、避難所の選定基準を始め、選定方法や開設・運営方法等について検討しました。

【検討メンバー】

自治会長

自主防災組織

ボランティア団体

民生委員

社会福祉協議会

商工会議所

防災対策総合アドバイザー（群馬大学大学院災害社会工学研究室）

# 避難所の見直しに関する検討の概要

## ■避難所見直しに関する基本的な考え方

三条市避難所検討委員会では、災害の種類や進展状況に応じた避難施設の選定に係る基準を定めました。今後、その基準に基づき、ふさわしい構造や立地等の条件を備えた避難施設を選定していきます。

・災害の種類 … 豪雨、土砂災害、地震

さらに、災害の進展状況に応じた適切な避難ができるよう、次のとおり避難施設を「緊急避難場所」と「避難所」に区分しました。

### □緊急避難場所とは…



災害の危険から**緊急的**に身を守るため、一時的に避難するための避難場所です。

例) 豪雨であれば高い建物、地震であれば広い敷地など

◆地域の皆さまで地元の**私有施設**を緊急避難場所を選定すると、つぎのようなメリットがあります。

- ・ **公共施設の避難所まで行くことができない緊急時の避難先を増やすことができます。**
- ・ 地域特性に応じた避難ができます。
- ・ 防災意識や住民同士のつながりを深めるきっかけになります。

### □避難所とは…



自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごすための避難所です。

原則として学校などの公共施設とします。緊急避難場所に避難した人は、公共施設の避難所に移動できるようになった段階で、中長期滞在が可能な公共施設の避難所に避難してもらうことになります。

# 避難所の見直しに関する検討の概要

## 開設・運営方法について

### 私有施設を緊急避難場所として開設する場合

【私有施設】



緊急避難場所としての施設は、自治会または施設管理者が開設します。開設者の役割としては、施設の開錠、避難者の受入れ（建物内の安全な場所への誘導）、市本部との連絡調整（必要に応じて）があります。

【開設】

どのタイミングで開設するかは、自治会と施設管理者との取り決めによります。

ただし、基本的に公共施設への避難ができない緊急時に限り施設を使わせてもらうことにします。

【閉所】

避難者が公共施設の避難所へ移動できるようになった時

### 公共施設を避難所として開設する場合

※この場合の公共施設は、第1次、第2次、その他避難所に指定されている施設を指します。

【公共施設】



避難所としての施設は、基本的に市職員が開設しますが、実際の運営については、状況に応じて市職員だけでなく、地域住民の皆さまからも協力していただくようお願いします。

【避難所の運営業務の例】

情報提供（掲示物、チラシの貼付等）、物資・食料の提供、施設衛生管理（ごみの管理、清掃等）、避難所の見回り（避難者の要望聞き取り等）

【開設】

第2次配備または第3次配備に移行した時

【閉所】

避難者が自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになった時

# 緊急避難場所の選定

浸水した町の中を避難のために移動したり、震災時に倒壊のおそれのある建物に逃げ込むことは危険です。また、土砂災害に対してはいち早く危険な区域から避難することが第一ですが、区域内に安全な建物がある場合は緊急的にそこに避難する必要があります。

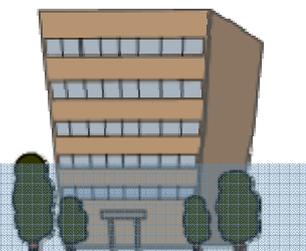
地域の皆さまで、ご自分の地域の避難に適した民有施設を選定しましょう。

## 手順1 災害の種類ごとに、できるだけ安全な場所を見つける。

### ◆豪雨

建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、三条市豪雨災害対応ガイドブックを参考に、河川(信濃川、五十嵐川、刈谷田川)が氾濫しても建物全部が浸水または損壊しない施設を見つけましょう。

たとえば、1、2階が浸水してしまっても、**高い建物**や**上層階**などであれば、**緊急避難場所**になり得ます。



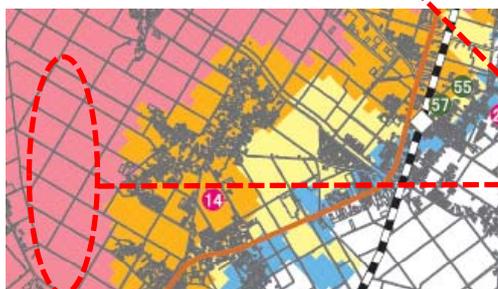
### 【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準(豪雨)】



#### 逃げどきマップでの表示の説明

赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク …2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。



逃げどきマップでの表示※	鉄骨・鉄筋造		木造
	2階建て	3階建て以上	2階建て以上
● 赤色囲い	△	△	×
● ピンク	×	○	×
上記以外の地域	○	○	○

○:選定可 △:積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×:選定不可

※必ずしも逃げどきマップ上の表示に該当していなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所にある施設については、極力指定を避けましょう。

# 緊急避難場所の選定

## ◆土砂災害

土砂災害については、第一に、土砂災害の危険のない区域へすみやかに避難することが必要です。しかし、安全な区域が遠方にあり、避難に時間的余裕のない場合、緊急的に身を守るための避難施設があれば、そこに避難することで身を守れる場合があります。

土砂災害危険箇所あるいは土砂災害特別警戒区域内で緊急避難場所を選定しようとする場合は、三条市豪雨災害対応ガイドブックや三条市の各地区土砂災害ハザードマップを参考に、土砂災害により建物が損壊しない施設を見つけましょう。

### 【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準(土砂災害)】

#### 土砂災害に関する区域の説明

##### 土砂災害危険箇所

…土砂災害による被害のおそれのある箇所(土石流危険区域、がけ崩れ危険区域、山崩れ危険区域、地すべり危険区域)。ただし、法律で行為等が規制されるものではない。

##### 土砂災害特別警戒区域

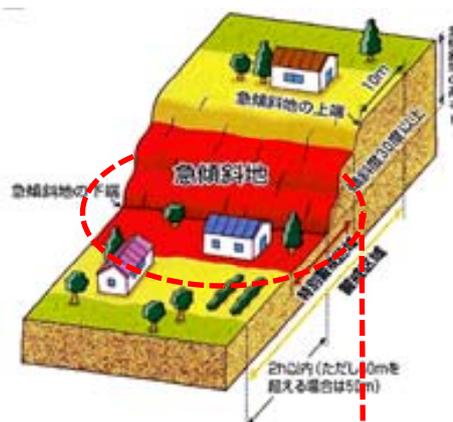
…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

#### 土砂災害危険箇所

-  土石流危険区域
-  がけ崩れ危険区域
-  山崩れ危険区域
-  地すべり危険区域



#### 土砂災害特別警戒区域



	鉄骨・鉄筋コンクリート造	木造
	2階建て以上	2階建て以上
土砂災害危険箇所	△	×
土砂災害特別警戒区域	△	×
上記以外の地域	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

# 緊急避難場所の選定

## ◆震災

震災に対しては、第一に、発災直後に各自が身を守るための備え(自宅内における家具の転倒防止措置、ヘルメットや防災ずきん等の準備)が重要であり、避難所への避難は身の安全を十分確保した後でなければなりません。



このことを前提とした上で、震災時には、屋内と屋外への避難を考えます。

屋内の場合は、倒壊や損壊のリスクを抑え、避難所の安全安心を確保するため、原則として耐震化済みの公共施設を避難所に指定します。

屋外の場合は、公園や広場などの活用が考えられますが、降雨や気温の変化による避難生活への影響を考慮し、あくまで緊急的に避難し、一時的に滞在する場所として緊急避難場所を選定します。

**震災時に地域の皆さまで一時的に集合する場所として、地元にある広場や公園などの民有の敷地で利用できる場所があれば、緊急避難場所を選定しましょう。**

※ なお、民有施設を緊急避難場所とすることについては、市でも様々な手段を通じて企業等に対し、協力を呼び掛けていきます。

また、民有施設の管理・所有者から許可を得られた施設については、市に情報提供をいただくことにより、ステッカーを配付しますので、そこが緊急避難場所であることが明示できる施設の見やすいところに貼りましょう。

# 緊急避難場所の選定

## 手順2 建物や施設の管理・所有者から利用許可を得る。

以下のような覚書を作成し、緊急避難場所として利用したい建物や施設の管理・所有者から利用許可を得ておきます。

### 豪雨災害時における緊急避難場所の利用に関する覚書(例)

※1

自治会長

平成\_\_年\_\_月\_\_日の申合せにより、以下のような状況が発生した場合には、様の建物を自治会の住民が緊急避難場所(公共施設避難所への避難が困難となり、災害から緊急的に身を守るため、一時的に待避する場所)として利用させていただくことを自治会より申し入れ、これについて承諾をいただきました。

※2

豪雨災害時において、次の場合に限り、緊急避難場所として利用させていただきます。

- 1 自治会内で浸水が始まり、住民が自宅にいることに危険を感じた場合
- 2 五十嵐川で氾濫の危険性が高まり、公共施設避難所まで避難することが困難な場合

なお、施設の使用に係る対価の支払いや補償等はありません。

※3

■   
担当者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

※異動などにより、担当者様に変更が生じましたら、下記自治会担当者まで連絡願います。

■   
担当者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

※上記担当者が交代し、新しい担当者が決まり次第、連絡いたします。

※ には自治会名をには建物や施設の管理・所有者名を記入します。

※1 自治会長名で覚書を取り交わします。

※2 どのような状況になった場合に利用させてもらうことになるのかを明記します。

※3 双方の担当者とその連絡先を明記し、覚書の内容を次の担当者に引き継げるようにします。



# 災害時の必要物資等

自宅から避難所までの避難の際に必要なもの、避難所に避難した後に必要となるものについては、災害時にすぐ持ち出せるよう、各自であらかじめ準備しておくことが大切です。

## 各自が準備すべきもの

### ■非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておくもの

- 携帯ラジオ
- 非常食(カンパンなど)・飲料水
- 懐中電灯(予備の電池も)
- 生活用品(ライター、ナイフ、缶きり、ティッシュ、ビニール袋、歯ブラシなど)
- ろうそく(太くて安定のよいもの)
- 衣類(下着、上着、手袋、靴下、ハンカチ、タオルなど)
- 救急薬品(ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜きなど)

### ■家族構成によって必要なもの

- 粉ミルク
- 紙おむつ
- 生理用品
- 常備薬・お薬手帳(持病のある方は忘れずに)
- 高齢者や障がい者のための準備品(介護用品など)

### ■避難時の必需品

- 雨具(カッパ)
- 手袋
- ヘルメット(防災ずきん)
- 三条市豪雨災害対応ガイドブック
- 貴重品(預金通帳、健康保険証、免許証など)
- 現金(紙幣だけでなく、公衆電話用の10円硬貨も)

### ■あると便利なもの

- 毛布・寝袋
- カセットコンロ
- 使い捨てカイロ
- 割りばし
- 床に敷くシート

また、個人で使用するよりも、地域で活用することで十分な効果の得られるものとして、テント、発電機、炊き出し用かまど、食料(備蓄米など)、トランシーバー、消火器、担架、災害対応資機材などがあります。

それらを自治会で揃えた場合には、いざという時使えないということがないよう、地域の防災訓練や防災活動などで普段から使用することをお勧めします。